

# 石川県中央会 会報 No.4

## 目 次

---

### 中小企業関連ニュース

- ◆ 2002 年版 中小企業白書のポイントについて ..... 2
- ◆ 「インターネット上での貸借対照表の公開」ができるようになりました ..... 5
- ◆ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の  
成立について ..... 7
- ◆ 雇用調整助成金の短時間休業に係る要件の緩和措置について ..... 11
- ◆ 石川県制度金融の金利改正について ..... 12
- ◆ 石川県信用保証協会 無担保クイック保証制度創設について ..... 13

### 中央会からのお知らせ

- ◆ 安田名誉会長への感謝のつどい開催される ..... 14
- ◆ 第 54 回中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について ..... 15
- ◆ 平成 15 年度中央会補助事業等の募集について ..... 22
- ◆ 海外視察研修のご案内 ..... 24
- ◆ 個別専門相談室開催のご案内 ..... 24

# 2002年版 中小企業白書のポイントについて

2002年版  
中小企業白書  
の特色は

- I. 中小企業をめぐる現下の厳しい状況について景況、生産、倒産動向等を詳しく分析
- II. 金融機関の業態別に中小企業に対する資金供給で果たす役割を分析し、不良債権の存在が中小企業向け貸出に与える影響等を検証
- III. 実際の創業者（年間18万社）のみならず、120万人余に及び創業希望者にも分析を拡げ、創業に至る途を模索
- IV. 廃業、倒産という会社経営の「失敗」について白書として初めて分析。廃業経営者の実態調査を通じ、再起の条件を模索
- V. 80年代以降欧米において「まちの起業家」が多数輩出した状況から我が国の課題を提示

## 〈第1部〉最近の中小企業をめぐる動向

### 1. 中小企業の全体的景気動向

平成12年度後半以降、経済全体が落ち込む中、中小企業の景気動向は急速に悪化。

特にITを中心とした電機機械の落ち込みが激しい。

### 2. 中小企業の資金繰り

中小企業の資金繰りは極めて厳しく、平成10年の金融危機時に近づく深刻な状況。

### 3. 中小企業の倒産動向

平成13年の中小企業の倒産件数は史上3番目の高水準（全企業の倒産件数は史上2番目）。

特に、老舗企業（業歴30年以上の企業）の倒産が増加。

### 4. 物価下落が中小企業に与える影響

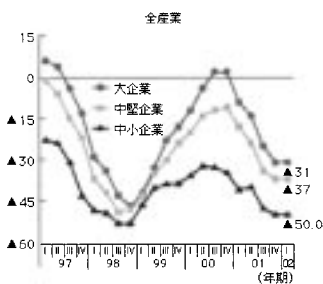
近年、中小企業の販売価格が低下するとともに、販売数量も下落。中小企業の収益も悪化。

### 5. 製造業の海外進出進展（「空洞化」）が中小製造業に与える影響

近年、海外生産比率が上昇し、現地法人の売上高も上昇。国内中小製造業は生産面・雇用面で大きな影響を受けている。

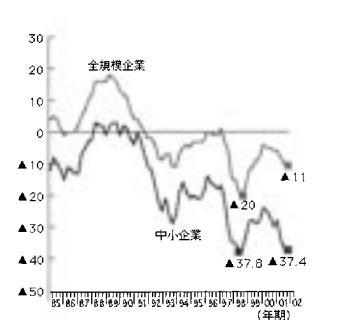
- 「空洞化」の影響も受け、我が国製造事業所数は急速に減少。特に、工業集積地区での減少が顕著。
- 取引関係を基礎としたネットワークも弱体化しており、下請企業への影響が懸念される。
- 今般実施した下請企業への調査（1万社を対象、回答1,964社）によると、親企業の海外進出に際し、下請企業はリストラ・経営革新等に対応。リストラ型に比べ、経営革新型対応がプラスの効果を生んでいる。

大企業よりも悪い中小企業の景況感  
（業況判断D1の推移）



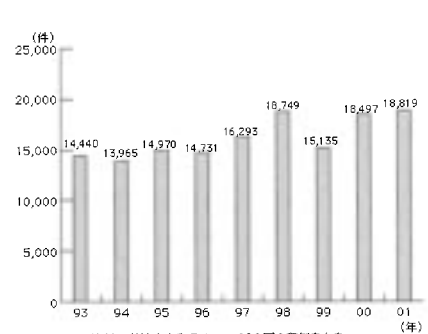
資料：大企業及び中堅企業は、日本銀行「企業短期経済観測調査」、中小企業は中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」

極めて悪い中小企業の資金繰り



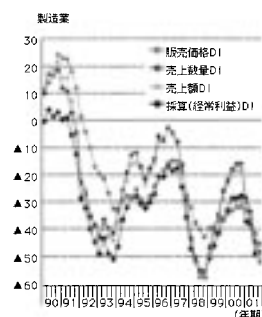
資料：中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」  
日本銀行「企業短期経済観測調査」

高水準にある中小企業の倒産件数



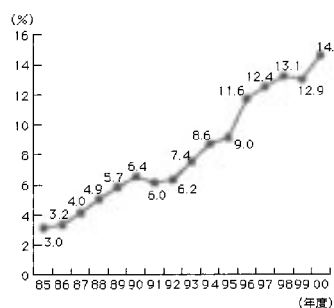
資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産白書」

中小企業の販売価格、販売数量、採算等の各D1は、90年代以降マイナスが続く



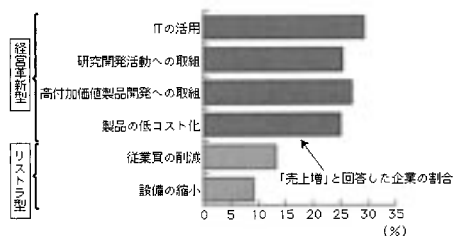
資料：中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」

海外生産比率の推移～加速する海外生産～



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」

下請企業の経営戦略別による「売上増」へと結びついた企業割合



資料：(財)全国下請企業振興協会「産業の空洞化に伴う下請企業への影響に関する実態調査」(2002年1月)

## 【第2部】中小企業の誕生・発展成長

### 1. 中小企業の誕生

創業希望者は、この20年強一貫して100万人を超えているものの（最近時点では124万人）、創業実現率は長期的に低下。

- 創業時の困難性をみると、資金面の問題が大きく、その他マーケティング・人材面等の問題もある。制度、手続き面の困難性を上げる者も多い。

- 資金面の困難性は創業希望者で割合の高い比較的若い層で深刻。資金調達先としては、家族、友人等の「顔の見えるネットワーク」も重要。

- 開業1年内の退店は約3割と高いが、他方で黒字軌道に乗せる企業も多い。特に創業者が若く、斯業経験がある場合、成功する確率が高い。創業すると成功しやすい若年層が、現実には資金制約が大きく、創業に至っていないことが課題。

- 我が国の開業率は長期的にみて低下傾向。我が国経済の成長低下が主因の一つであるが、自営業者の被雇用者に対する相対所得の低下も開業率低下の大きな原因。

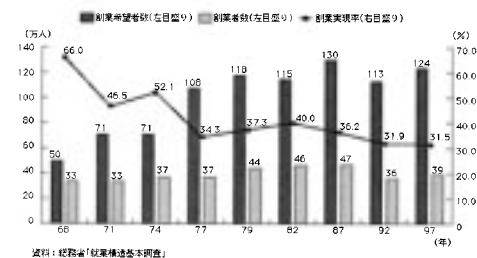
### 2. 中小企業の発展成長と経営革新

企業も人間と同じく年を取ると、成長力は減退する。経営革新を行うことにより、成長力を持続することは可能であり、経営革新は「若返り」の薬と言える。

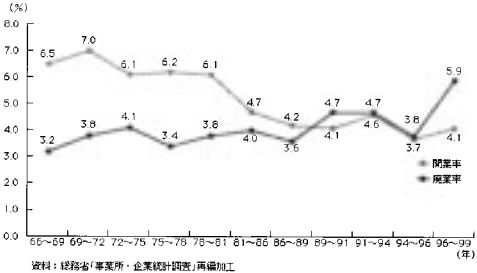
- 中小企業の経営革新の内容としては、「新商品開発」「新しい販売・顧客管理・社内管理等の手法の導入」等が多い。

経営革新と深く関係する研究開発活動についてみると、中小企業は大企業では取り組みにくいハイリスク

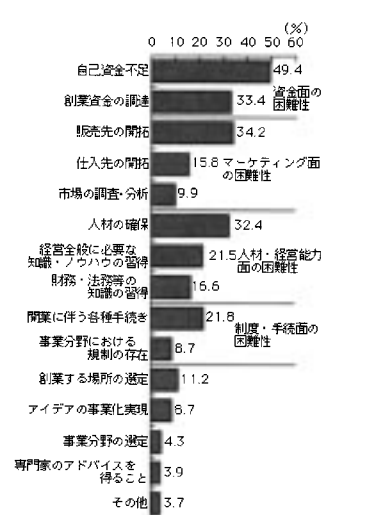
創業希望者と創業実現率の推移  
～底堅く存在する創業希望者と長期的に低下する創業実現率～



事業所数による開業率の推移（非一次産業、年平均）  
～高度成長期と比較して低下する開業率～



創業時の困難性  
～資金面が大きく、マーケティング、人材等の困難性が続く～



資料：中小企業庁「創業環境に関する実態調査」（2001年12月）  
（注）複数回答のため合計は100を超える。

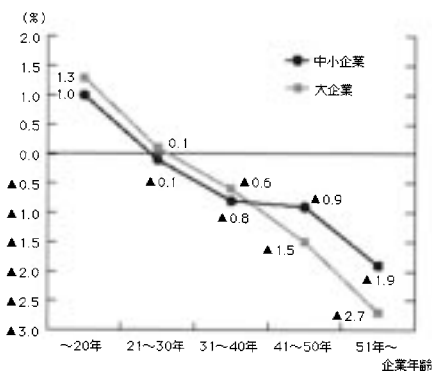
の研究開発をも積極的に実施している。

- これまで、中小企業の産学連携は大企業と比べ活発ではなかったが、実際に連携した企業についてみると、大企業と遜色ない効果を生んでいる。取り組むための情報不足が連携を妨げている面あり。
- 全国5,000の商店街を対象にした実態調査（回答1,702社）によると、大規模小売店舗が退店した商店街であっても、商店街としてまとまりを有し、店舗誘致、業種構成適切化等きめ細かい経営革新に取り組むことにより、むしろ来街者の増加に成功しているところがある。

### 3. 倒産とその教訓

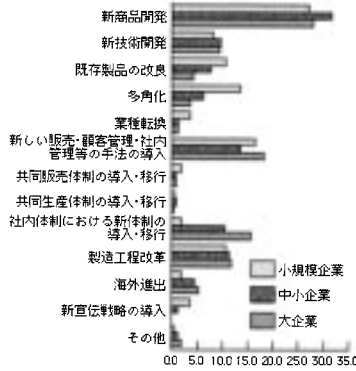
破産した経営者200人に対する調査（平成13年12月実施）によると、いったん破産した経営者が再び経営者として復帰することはアメリカに比べ少ない。

企業年齢別従業員数増加率の平均とばらつき  
～企業にも存在する「老化」現象～



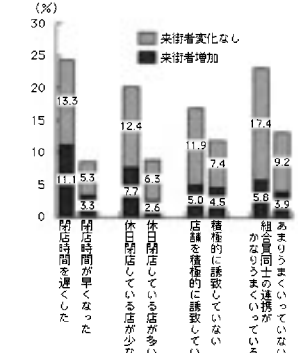
資料：経済産業省「企業活動基本調査（1995年～2000年）」再編加工

最も力を入れた活動内容  
～対外的アピールの強い活動に注力～



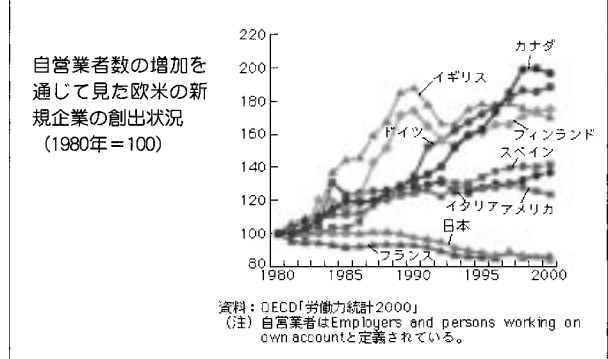
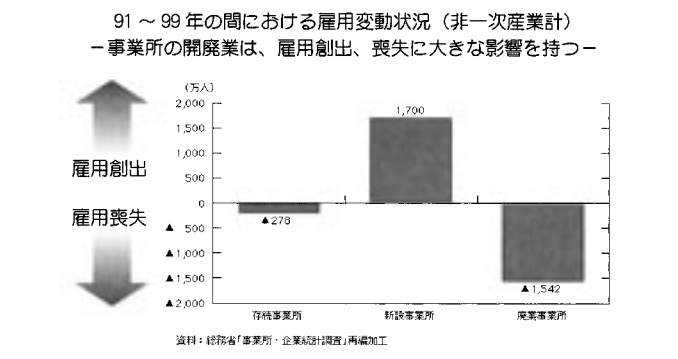
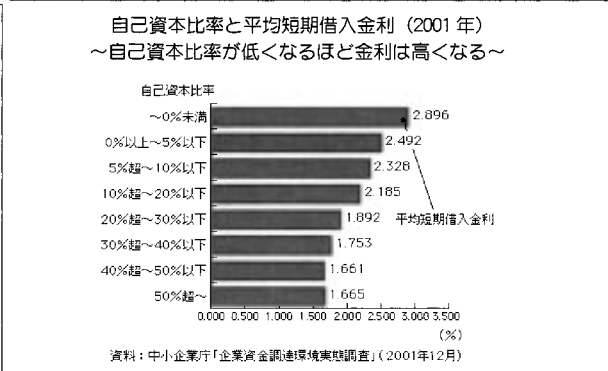
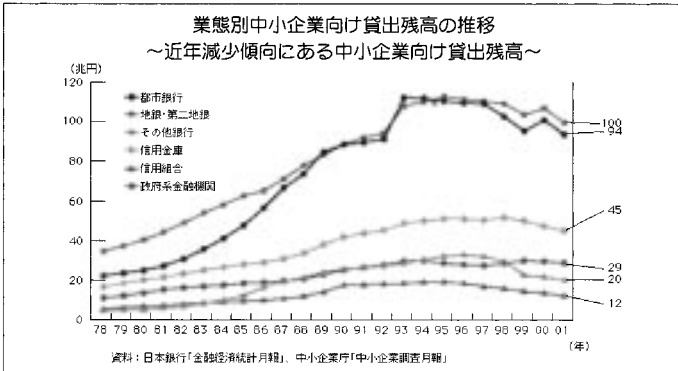
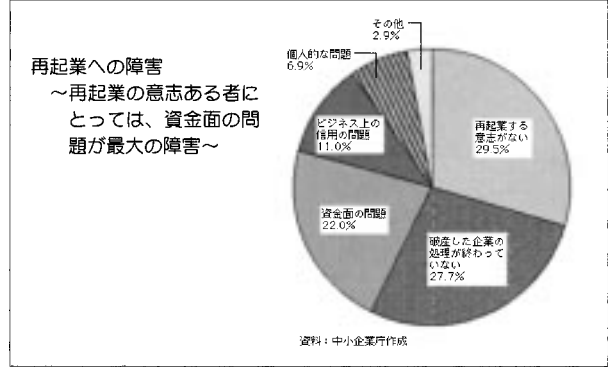
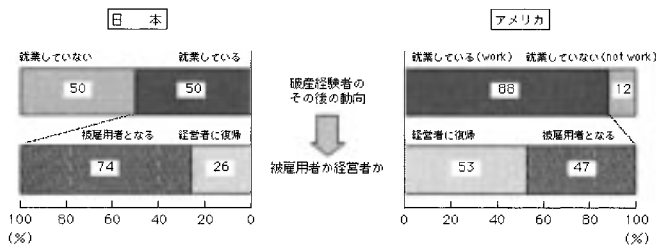
資料：中小企業庁「企業経営革新活動実態調査」（2001年12月）

大規模小売店の退店にもかかわらず来街者を増加させている商店街の特徴とは？



資料：流通政策研究所「商店街実態調査」（2000年11月）再編加工

破産経験者のその後の動向  
～我が国において、破産経験者が再び経営者に復帰することは少ない～



また破産した経営者のうち4割は再起業を希望しているが、アメリカと比べればその割合は低い。

再起に当たっては、資金面の問題・ビジネス上の信用の問題が大きく横たわっている。しかし、財産があまりなくても創業に至るケースも存在。

このような障害を乗り越えて2度目の創業に至った経営者は、失敗の経験を活かして良好な経営を行うことが多い。

4. 中小企業金融の課題

近年、金融機関の中小企業向け貸出の減少が著しい。

- 全国460の金融機関に調査したところ (98～2000年度決算)、不良債権比率が高い金融機関は、中小企業向け貸出伸び率が低く、一方、大企業向け貸出には有意な影響がなかった。

不良債券比率が中小企業向け貸出に与える影響は、都銀の方が地銀、信金等比べて大きい。

中小企業については、企業ごとの借入金利率のばらつきが大きい。自己資本比率の差異等が影響を与えていると考えられる。

- 中小企業は、大企業に比べて、地銀、信金等への依存が大きい。また、大手行は地銀、信金等比べて中小企業向け貸出を拒絶・減額する割合が高い。

直接金融に関心がある、と考える中小企業は2～3割存在するが、実施できているのはごくわずか。

「ディスクローズに応えられる体制が不整備」「株式公開の要件を満たしていない」等が、広く一般から出資を募ることの障害。

このため、売掛債権担保借入れ、金融機関引受私募債、さらには家族・友人等「顔の見えるネットワーク」を対象とした少人数私募債等、近年多様化する資金調達手段の活用が重要。

5. 中小企業の創業による雇用創出・喪失

この10年間の動向を見ると、小規模企業は雇用創出力が高く、雇用面において重要な存在。

さらに創業が雇用創出に与える影響も大きい。

6. 「まちの起業家」と経済活性化 (欧米の教訓)

アメリカ、イギリス等では80年代以降、いわば「まちの起業家」が多数輩出し、自営業者の数は増加。企業ひとつひとつのイノベーションと雇用へのインパクトはささやかであったが、全体として経済活性化に大きく寄与。

こうした状況を創り出すことが日本経済にとって今後の課題。

# 「インターネット上での貸借対照表の公開」ができるようになりました。

## 全国中央会ホームページにおいて、計算書類の公開を支援します！

株式会社は、「貸借対照表又はその要旨」を「官報」又は「日刊新聞紙」で「公告」することが義務づけられていますが、平成14年4月1日から、この「公告」に代えて、「インターネット上での貸借対照表の公開」ができるようになりました（商法第283条第4項、第5項）。

官報又は日刊新聞紙による「公告」あるいはホームページでの「公開」により積極的にディスクロージャーに取り組むことが貴社の評価を高めます。

これから自社ホームページを作成し貸借対照表を掲載する作業に手間をかけたくないという場合には、低廉な費用で全国中央会ホームページに掲載し、「公開」することができます（詳細は、下記をご覧ください）。

「公告」か「公開」をしない場合には、100万円以下の過料に処せられることとなっています（商法第489条第1項）。

1. 取締役会で、貸借対照表をインターネットで公開することについて決議して下さい。
2. 定時株主総会終了後、「掲載申込書」及び貴社の「貸借対照表の全部」（A4判として下さい。ホームページで公開する貸借対照表は「要旨」ではなく全部です。）を当中央会にお届け下さい。
3. 掲載料金を全国中央会にお振り込み下さい。
4. 当中央会にお届け頂いた貴社の貸借対照表は、全国中央会において改ざんできない画像情報（PDF形式）に加工し、ホームページに掲載できる状態になった段階で、郵送にて内容のご確認を頂きます。  
併せて、貴社が商業登記所（法務局）に登録して頂くウェブページのアドレスをご連絡致します。
5. 貴社から、掲載してよい旨のご連絡が届き次第、全国中央会のホームページに貴社の貸借対照表を掲載致します。
6. 最寄りの商業登記所（法務局）に先に全国中央会からお知らせ致しました貴社のウェブページのアドレスを登録して下さい。

7. ウェブページのアドレスは、

「その他の事項

貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項

.....

<http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=01>

平成14年7月1日設定 平成14年7月8日登記 印]

というように登記簿に記載されます。

8. ウェブページのアドレスの登記申請の際には、登記免許税が必要となります。

登記免許税は、登録免許税法別表に規程されています。

申請件数1件につき、本店所在地 30,000円

支店所在地 9,000円

9. 掲載料金

全国中央会ホームページへの貸借対照表の掲載料金は、年間1件当たり10,000円（消費税込み）です。

10. 貴社が商業登記所（法務局）に登録して頂く際の登記申請書には、①貸借対照表のインターネットを利用した公開について決議した取締役会の議事録及び②委任状（代理人によって登記の申請をする場合の代理権限を証する書面）を添付する必要があります。

## ○ 貸借対照表のインターネット公開に係るウェブページのアドレス登記について

なお、ウェブページのアドレスの登記申請については、下記の書式によって行えばよいとのことです。

①登記所に備え付けの申請書でなくても、同書式に準じて作成すれば受け付ける、②登記は、本店所在地での登記のほか、すべての支店について、支店所在を管轄する登記所に登記することを要する、とのこと。

### 株式会社変更登記申請書

1. 商号 ○○株式会社

1. 本店 ○○県○○市○○町○丁目○番地○号

1. 登記の事由  
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項

1. 登記すべき事項  
<http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=01>

1. 登録免許税 金 30,000 円 (注：本店)  
(金 9,000 円) (注：支店)

1. 添付書類  
取締役会議事録 1 通  
(委任状 1 通) (注：代理人によって登記の申請をする場合)

上記のとおり登記の申請をする。

平成○○年○○月○○日

本店

申請人 ○○株式会社  
住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○号  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

〔住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○号〕  
上記代理人 ○ ○ ○ ○  
(注：代理人によって登記の申請をする場合)

○○法務局○○支局 (○○出張所) 御中

# 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の成立について

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、政府が本年3月5日に国会に提出した、大規模会社の株式保有総額の制限の廃止等、書類の送達規定等についての規定の整備、法人等に対する罰金の額の引上げを主な内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」は、本日の参議院本会議において可決、成立し、5月29日に公布されました。

## 1 国会の審議状況

4月9日	衆議院	本会議	趣旨説明・質疑
4月10日		経済産業委員会	提案理由説明
4月12日		〃	質疑
4月17日		〃	質疑・採決
4月18日		本会議	採決
4月22日	参議院	本会議	趣旨説明・質疑
4月23日		経済産業委員会	提案理由説明
4月25日		〃	質疑
5月21日		〃	質疑・採決
5月22日		本会議	採決

## 2 改正法の内容

(1) 会社による株式保有の制限に関する改正（別添1参照）

ア 事業支配力の過度集中規制の整備及び大規模会社の株式保有総額制限の廃止（第9条、第9条の2）

現行第9条の2は、自己の資本の額（350億円以上）又は純資産額（1400億円以上）のいずれか多い額を超えて他の会社の株式を取得・所有することを一律に禁止。

→ 第9条の2を廃止。

→ 第9条を整備（持株会社と同様に、非持株会社に対しても、事業支配力の過度集中を防止するための規制を課す。）。

イ 金融会社による議決権保有制限の対象範囲の縮減（第11条）

現行第11条は、金融会社（銀行、保険会社、証券会社等）が他の国内の会社の総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて当該他の国内の会社の議決権を取得・保有することを禁止。

→ 第11条について、規制対象を銀行及び保険会社に限定するとともに、銀行又は保険会社が金融会社以外の会社（事業会社）の総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて当該事業会社の議決権を取得・保有することを禁止する規定に整備。

（2）その他の改正（別添2参照）

ア 在外者に対する書類の送達手続等の整備（第69条の2、第69条の3及び第69条の4）

現行法では、外国に所在する相手方（在外者）に独占禁止法上の手続に係る書類の送達はできない。

→ 書類の送達について、民事訴訟法第108条（外国における送達）等の規定を新たに準用するほか、公示送達の規定等を新設。

イ 既往の違反行為に対する措置規定の対象行為の追加（第7条第2項、第8条の2第2項、第48条第2項及び第54条第2項）

→ 違反行為が既になくなっている場合においても、公正取引委員会が必要な措置を命ずることができる違反行為として、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限行為等を追加。

ウ 法人等に対する罰金の上限額の引上げ（第95条第1項第1号及び第2項第1号）

現行法では、私的独占、不当な取引制限等の違反に係る法人等に対する罰金の上限額は、1億円。

→ 法人等に対する罰金の上限額を5億円に引上げ。

（3）施行期日

公布の日から6か月以内で政令で定める日（ただし、上記（2）については、公布の日から1か月後）から施行。



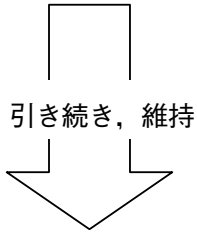
別添 1

会社による株式保有の制限に関する改正について

○ 第 9 条と第 9 条の 2

第 9 条 [持株会社の設立等制限]

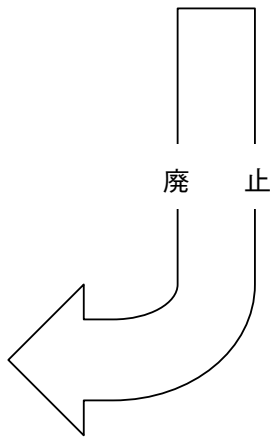
事業支配力の過度集中となる  
持株会社の設立等の禁止



**第 9 条の整備**  
事業支配力の過度集中となる  
会社の設立等の禁止

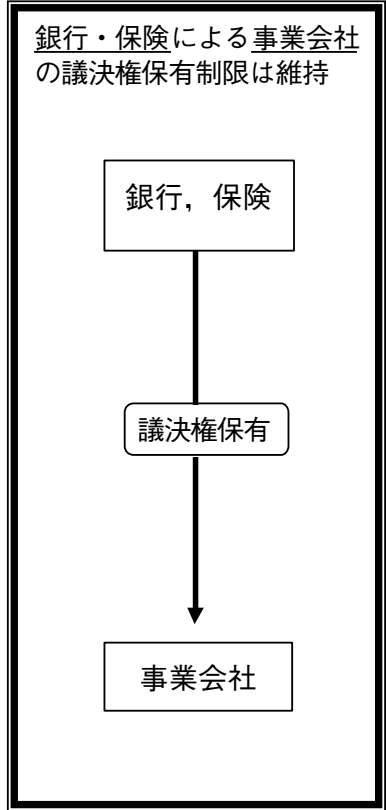
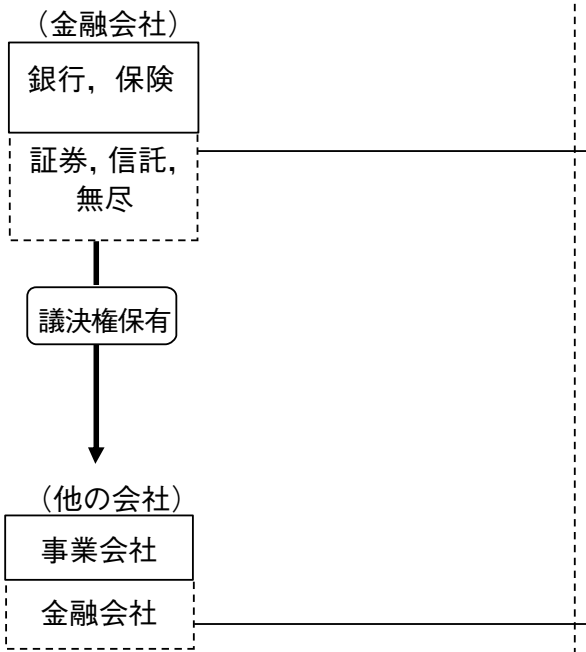
第 9 条の 2 [大規模会社の株式保有総額制限]

次のいずれか多い額を超えた他の会社の株式保有  
を一律に禁止  
・ 自己の資本の額 (350 億円以上)  
・ 自己の純資産額 (1400 億円以上)



○ 第 11 条 [金融会社による議決権保有の制限]

金融会社が他の国内の会社の総株主の議決権の 5%  
(保険は 10%) を超えて保有することを制限

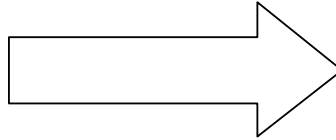


その他の改正について

○ 送達規定の整備

独占禁止法第 69 条の 2 [書類の送達]

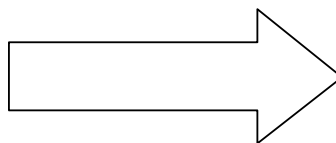
書類の送達に関し、民事訴訟法の送達に係る規定を準用  
在外者向けの送達規定なし



民事訴訟法第 108 条  
(外国における送達)  
等の準用追加のほか、  
公示送達の創設

○ 法人等に対する罰金上限額の引上げ

1 億円  
(不当な取引制限 (カルテル), 私的独占等違反の罪)  
※平成 4 年に 500 万円から引上げ

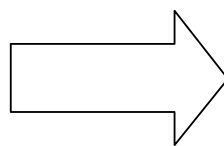


5 億円に引上げ

○ 既往の違反行為に対する措置規定の対象行為の追加

違反行為がなくなっても必要な措置が採れるよう次の 3 行為を追加

現 行
①第 3 条 (私的独占・不当な取引制限)
②第 8 条第 1 項第 1 号 (事業者団体による競争制限行為)
③同第 4 号 (事業者団体による構成事業者の機能活動の制限)
④同第 5 号 (事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること)
⑤第 19 条 (不公正な取引方法)



改 正 後
(①~⑤同左)
⑥第 6 条 (特定の国際協定・契約)
⑦第 8 条第 1 項第 2 号 (事業者団体による特定の国際協定・契約)
⑧第 8 条第 1 項第 3 号 (事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限)

# 雇用調整助成金の短時間休業に係る要件の緩和措置について

## 雇用調整助成金は、

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主の方に対して雇用調整助成金を支給することにより、労働者の失業の予防その他雇用の安定を図ることを目的としています。

平成14年6月1日からの見直しにより、より多様な休業形態を採用した際にも本助成金の対象とし、雇用の維持を図ろうとする事業主の方のより利用しやすい制度となりました。

### 見直しのポイント

#### 雇用調整助成金の支給対象となる短時間休業

所定労働時間内に当該事業所における対象被保険者全員について、一斉に1時間以上行われるものであること。

所定労働時間内に当該事業所における対象被保険者について、事業所の部門等個別の単位で行われる一定規模以上の短時間休業も対象となります。（全員一斉の要件がかかりません。）

- 今回の措置は、平成14年6月1日から平成17年3月31日までに行われた特例短時間休業が支給の対象となります。

#### 部門等個別の単位とは、

従来は、当該事業所の対象被保険者が全員一斉に1時間以上休業した場合についてのみ助成対象としていたため、交代制で行う勤務形態のものや、部署単位、グループ単位、製造ライン単位で行うなどの短時間休業は、助成対象となりませんでした。要件緩和により多様な短時間休業について本助成金の利用が可能となりました。

#### 一定規模以上の短時間休業とは、

雇用調整助成金は、行う休業の規模が当該事業所の所定労働延日数に対して1/15（中小企業事業主の場合は1/20）以上であることが必要ですが、今回の特例措置に係る短時間休業を利用する場合には、さらに短時間休業の対象者毎に所定労働時間の1/6以上の短時間休業が助成対象となります。

#### 雇用調整助成金を利用する場合のその他の要件

##### ○対象事業主

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であること。

⇒具体的には、最近6ヶ月間の対前年同期比で、生産量が10%以上減少し、かつ、雇用量が増加していないことですが、その他に利用するためのいくつかの要件があります。

##### ○助成内容

- (1) 事業主が定めた期間（1年間）内で延休業日数が100日分までが助成対象となります。
- (2) 上記の期間内に行われた休業等に対して事業主が支払った休業手当相当額の1/2（中小企業事業主の場合は2/3）の額が助成されます。

雇用調整助成金を利用する場合には、休業等の実施予定前にその休業等の計画内容について、最寄りの公共職業安定所に届け出る必要があります。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部又は最寄りの公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

# 石川県制度金融の金利改正について

このたび、県の制度金融の金利については、長期プライムレート等の市場金利動向に対応し、下記のとおり改正することとなりましたので、お知らせします。

制度金融金利一覧表(平成14年7月1日実施)

(単位:年率%)

制 度 名		現 行 (A)	改正後 (B)	変動幅 (B)-(A)	
構造改革 支援融 資 金	経営革新等支援融資 (経営革新支援分、新分野進出支援分、事業転換・多角化支援分、海外展開支援分)	2.00	1.75	△0.25	
	情報技術活用支援 融資	経営革新分	1.80	1.55	△0.25
		一般分	2.00	1.75	△0.25
	地域商工業活性化 融資	一般分	2.20 付保 1.70	1.95 付保 1.45	△0.25 付保△0.25
		アクセス分	2.10 付保 1.60	1.85 付保 1.35	△0.25 付保△0.25
		モノづくり再生支援分	2.00 付保 1.50	1.75 付保 1.25	△0.25 付保△0.25
		商業振興分	2.00 付保 1.50	1.75 付保 1.25	△0.25 付保△0.25
		企業活性化支援分	2.20 付保 1.70	1.95 付保 1.45	△0.25 付保△0.25
		創業者支援融資	一般分、特別分 1.80	1.85 1.55	△0.25 △0.25
	ゆとり創造・ 女性雇用促進融資	ゆとり分	2.20	1.95	△0.25
		女性分	2.10	1.85	△0.25
	経営安定 支援融 資 金	経営安定特別対策融資	1.50	1.25	△0.25
緊急経営支援融資		2.00 付保 1.50	1.75 付保 1.25	△0.25 付保△0.25	
連鎖倒産防止・災害対策融資		2.00	1.75	△0.25	
金融円滑化特別融資制度		2.10	1.85	△0.25	
小口融資		一般	2.10	1.85	△0.25
	特別	2.10	1.85	△0.25	
	季節	1.65	1.65	0.00	
企業立地促進融資		2.00	1.75	△0.25	
バリアフリー施設整備促進融資		1.00	1.00	0.00	
観光施設整備資金	一般	2.20	1.95	△0.25	
民宿整備資金		2.00	1.75	△0.25	
(参考)環境保全資金	一般	2.00	1.75	△0.25	
	特利	2.00	1.75	△0.25	
産業廃棄物処理施設整備資金		2.00	1.75	△0.25	
石川県創造的中小企業支援融資		2.00	1.75	△0.25	

# 無担保クイック保証制度創設について

このたび、石川県信用保証協会より標記制度創設の案内がありましたのでお知らせします。

## 1 目 的

この制度は、石川県信用保証協会と金融機関との提携により、金融機関が保有するスコアリング審査システム等による一定基準以上の要件を具備する中小企業者に対し、無担保保証の範囲内において、保証審査の簡易・迅速な対応をもって資金供給の円滑化に資することを目的とする。

## 2 保証対象者

原則として、1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者であって、取引金融機関との取引実績が優良であり、金融機関と別に締結する「覚書」に定めた一定基準以上の要件を具備するもの。

## 3 取扱金融機関

約定書締結金融機関であって、本制度に係る「覚書」を締結している金融機関とする。

## 4 資金用途

事業経営に必要な「運転資金」及び「設備資金」  
ただし、設備資金について不動産取得資金は除く。

## 5 保証限度

3千円（普通保証の無担保保証枠の範囲内とする。）

## 6 保証期間

5年以内

## 7 貸付形式

証書貸付及び手形貸付

## 8 貸付利率

金融機関所定利率

## 9 信用保証料率

年1.0%

## 10 連帯保証人

個人の場合は1名以上、法人の場合は代表者を含めて2名以上  
ただし、原則として第三者保証人は徴求しない。

## 11 担 保

不要

## 12 返済方法

元金均等返済・元利均等返済  
又は一括返済（最長1年まで）

## 13 申込手続

信用保証委託申込書に「無担保クイック」と朱書し、資格要件回答書（写）、及びその他必要書類を添付し申し込むものとする。

## 安田名誉会長への感謝のつどい開催される

安田名誉会長への感謝のつどいが去る7月14日（日）の午後4時30分よりホテル日航金沢〔鶴の間〕において開催されました。

当日は来賓として、石川県知事 谷本正憲氏、金沢市長 山出 保氏をはじめ各市、商工団体等の関係機関から多数ご臨席を賜り、また、各業界組合の理事長並びに役員他 約200名のご参加のもと、盛大にとり行われました。

### 御挨拶

在任中は公私に亘り大変お世話になりました

御迷惑の数々を煩わして参りました

心から感謝致しております

にも拘わらずこの度は御繁忙中にも御来光の上却

つて この様な錦席まで拝しその上数々のお心遣

いまで賜りました

恐縮し感謝の極みでもあります

本当に有難うございました

ふり返れば中央会での舞台は広く深く人生にとり

生涯忘れ得ない友情と交流の舞台でもありました

反面「成すべき事は多く成し得ざる事更に多し」

との感を深くしております

何卒御寛恕の上今後とも御親交の程お願い申し上げます

ます

御多幸を祈念し心から御礼申し上げます

平成十四年七月四日

安田 隆明

皆様へ



安田名誉会長挨拶



会場風景

# 第54回中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について

10月17日に埼玉県において開催される、第54回中小企業団体全国大会における要望事項につきまして、会員のみなさまからのご要望もふまえた石川県提出分が取りまとめられました。

## 総合

### □ 景気対策

1. 深刻な状況にある中小企業が、景気回復に向けて、将来を力強く切り開いていくことができるよう、今後の景気動向を注視しつつ、切れ目のない機動的な景気対策を引き続き強力で推進すること。

### □ 中小企業対策・連携対策予算

2. 新年度予算の編成にあたっては、新たな中小企業理念の下で、我が国経済重要な担い手である中小企業の重要性を鑑み、中小企業組合を始めとする中小企業連携を通じて、創業や経営革新並びに情報化の促進に対応するため、中小企業政策の充実と中小企業対策予算の大幅な増額を講ずること。

また、地方分権法の成立及び中小企業基本法の改正に伴い、今後中小企業対策は、国と地方自治体が適切な役割分担を担っていくことになるが、円滑な中小企業対策が実施できるよう、地方自治体の財源確保に充分配慮すること。

3. 増大する中小企業の組織化ニーズに対応するため、連携対策予算を拡充するなど、中小企業連携組織政策の推進の核となっている中央会がその指導機能を十分に果たせるよう万全の措置を講ずること。

### □ 下請企業対策

4. 流動化する下請分業構造の中で、情報化の推進、技術力の強化、新製品開発などを行い、経営革新や新たな事業展開に積極的に取り組む下請中小企業や組合等に対する支援策を強化・拡充するとともに、下請取引の適正化及び改善について強力で推進し、親企業への指導・監督機能の強化を図ること。

### □ 零細企業対策

5. 伝統産業等の零細企業における雇用確保、技術の保存・継承等職人の地位向上等に対し、支援策の強化・拡充を図ること。

## □ 官公需対策

6. 官公需の中小企業向け発注を大幅に増額するとともに、毎年閣議において決定される「国等の契約の方針」の実効を確保し、発注機関に対して官公需施策の一層の周知徹底を図ると同時に、地域性を充分配慮の上、中小企業及び官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の積極的な活用を促進すること。

また、中小企業の受注環境を整備・改善するため、分離・分割発注の推進、適正価格による発注等に努めること。

さらに、地方公共団体においても国に準じた官公需施策の実施を強力に推進すること。

## 組 織

## □ 連携組織対策

7. 商工組合のカルテル事業の廃止に伴い、商工組合制度が「社会的に一層積極的な対応が要請されつつある環境・リサイクル・エネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割」などにシフトされつつある。

そこで、業界を代表し、指導的機能を有する商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策（調査・研究・研修・事業化等）などを一層充実すること。

8. 急速に進行している産業構造の変化の中で、中小企業の自主的な経営革新への取組みと、新規創業の活発化を促進する中小企業の連携・ネットワーク化等を推進するため、中小企業連携組織対策を更に充実・強化すること。

また、中小企業団体中央会の指導体制の整備・充実、事業の円滑な実施等について特段の配慮を講ずること。

9. 組合から株式会社又は有限会社への組織変更については、中小企業団体の組織に関する法律の改正で可能となったが、その変更方法については組合の全てが移行することとなる。これにより組合が解散となり組合の非営利事業の部分等の実施主体が消滅してしまう等の問題がある。

このため組合から営利経済事業部分の会社への一部移行又は株式会社と組合への分割が可能になるよう制度化すべきである。

## □ 青年部・女性部

10. 中小企業並びに中小企業組合の活性化を図るため、組合青年部並びに女性部に対する助成措置を拡充・強化するとともに、育成のための施策を講ずること。



## 金融

### □ 金融対策

11. 民間金融機関の貸し渋り等に対する監視と是正指導を継続的に行うとともに、政府系中小企業金融機関の貸付制度について、貸付資金量を十分に確保するとともに、中小企業の振興に配慮した実効ある中小企業金融対策を恒久的に講ずること。

特に、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫に対しては、それぞれの特質を活かし、重要な役割を果たしていることに鑑み、今後とも民営化せず、現状レベルの民業補完機能を維持しながら、政府出資並びに財政投融资を大幅に増額し、資本基盤の強化を図るとともに貸付金利の引き下げ等貸付条件の緩和を図ること。

### □ 信用補完制度

12. 厳しい金融・経済情勢の中で、今後更に金融機関の再編、不良債権処理が本格化することが予想されることに鑑み、中小企業信用保証制度について、金融・経済動向を注視しつつ万全の対策を講ずること。

13. 信用保証料の基本料率は、保証を受ける中小企業の信用力等によらず一律であるため相対的にリスクの高い中小企業が保証を受けられない場合がある。

中小企業の資金調達を円滑化するため、信用保証協会がリスクに応じた保証料率を弾力的に設定することが出来るよう保証制度の見直しを図ること。

### □ 信用組合支援

14. 協同組織金融機関としての信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、政府系中小企業金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。

### □ 中小企業投資育成会社

15. 中小企業は、設備、技術、人材等といった経営資源を上手く活用していくことが必須要件となっており、中でも、財務基盤の強化（自己資本の充実）が最大のネックとなっており、中小企業投資育成会社の事業内容の一層の拡充強化を図ること。

## 税 制

### □ 外形標準課税

16. 原則として所得を課税標準とする現行制度から外形課税標準への切り換えは、赤字法人の税負担を強いると同時に、黒字法人についても更なる増税となるなど、中小企業にとって課税強化となる。

したがって、中小企業の活力を削ぎ、実質賃金課税となる様な中小企業の経営や雇用の実態を無視した外形標準課税の導入は、絶対に行わないこと。

### □ 事業承継税制

17. 中小企業にとって後継者への事業承継の円滑化が緊急の課題であり、企業活力を維持した企業経営が継続できるよう、次の措置を講ずること。

- (1) 生前相続特例制度（贈与税の納税猶予制度）を創設すること。
- (2) 相続税・贈与税の最高税率の引き下げと税率構造を緩和すること。また、贈与税の基礎控除額を更に引き上げること。
- (3) 自社株式評価方法に収益還元方式を導入すること。

### □ 情報通信税制

18. 中小企業の情報化及び経営革新を進めていくためには、今後とも情報通信機器の導入は不可欠であるため、関連租税特例措置の延長等施策の拡充並びに新制度の導入等を図ること。

### □ 税制その他

19. 中小企業が大規模な構造変化に適切に対応し、我が国経済の重要な担い手としての役割を果たしていくことができるよう、税制改革にあたっては、次の措置を講ずること。

- (1) 中小企業の事業活動を活性化させるため、法人住民税の法人税割の標準税率を引き下げるとともに、協同組合等の赤字法人均等割課税の軽減を図ること。
- (2) 我が国経済の活力の源泉である中小企業が自立的経営の基盤強化を図るため、経営の革新や創業・新事業進出を積極的に展開する上での優遇税制の更なる見直しを図ること。
- (3) 指定都市等で、課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税の性格が強かつ、課税主体が地域的にみて偏在している。公平な税負担という観点からみても疑問があり、速やかに廃止すること。

- (4) 中小法人の軽減税率の適用所得の引上げ、中小企業組合税率の引下げを行うこと。
- (5) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度など、中小企業関係租税特別措置等の延長措置を継続するとともに、中小企業投資促進税制については大幅な拡充を図ること。

## 近代化・高度化

### □ 高度化資金融資制度

- 20. 中小企業高度化事業について、引き続き次の措置を講じていくこと。
  - (1) 貸付利率の引下げ、無利子制度の拡充、貸付手続きの簡素化、迅速化を図るなど、融資条件の改善を図ること。
  - (2) 既往借入に係る最終返済期限の延長、金利低減の適用など、弾力的な運用を図ること。
  - (3) 都道府県負担分を起債対象事業として認めるよう改善措置を図ること。

## 商業・流通

### □ 取引慣行の適正化

- 21. 公正取引委員会は公正な競争・取引を阻害する不当廉売や過大広告を厳しく監視するとともに、中小企業の経営を圧迫する要因となっている不公平な取引慣行について、実態を把握し、厳重かつ積極的な監視を行うなど適切な措置を講ずること。

### □ 中小小売商業への支援

- 22. 魅力ある商店街・商業集積づくり推進のための支援策を一層強化するとともに、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の「街づくり3法」を活用して、空洞化する中心市街地の商業機能の活性化、良好な都市環境の確保を図るための抜本的かつ総合的な中小小売商業振興、活性化対策を講ずること。
  - また、TMO計画の策定から実施に対し、地域特性を踏まえた強力な支援措置を講ずるとともに、市町村における「まちづくり条例」の制定を促進すること。
- 23. 商店街振興組合においては、経済環境、地域環境の変化に伴い、組合存続要件を維持することが困難となってきた。商店街振興組合の運営の円滑化を図るため存続要件の見直しを図ること。
- 24. 商店街に対する支援策は年々拡充されているが、地域商業の核となっている中小企業者による共同店舗についても同様に支援策の拡充・強化を講ずること。

## 労働

### □ 労働政策

25. 今後10年程度で、労働力人口は、若年層の大幅な減少、高年齢層の大幅増と、年齢構成が大きく変化する。現在の若年層に偏った労働力需要構造が今後も変わらないとすると、高年齢者の失業問題が深刻化する一方で、中小企業にとっても若年層の急減による大幅な要員不足が企業活動への障害をもたらすことが懸念される。

そこで、中長期的により顕著となる労働力人口の減少への対応として、高年齢者並びに女性の有効活用が重要であり、国は雇用関連法の整備に取り組むべきである。

### □ 雇用対策

26. 中小企業が多様な就業ニーズに対応し、雇用創出の役割を発揮できるよう、パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を上げること。

また、高齢者に対する在職老齢年金の減額措置を上げること。

### □ 労働時間短縮

27. 週所定40時間労働制の定着を推進する上から、中小企業の実態を十分に把握し、労働時間の短縮が自主的に行えるよう環境整備を図ると共に、法の趣旨をふまえ取引慣行の是正等普及啓蒙活動を行い、現行の特例措置については、特例対象業種の特性を踏まえ、現行の水準を維持・存続すること。

## 情報化

### □ インターネットビジネス

28. インターネットビジネスが急速に進展する中で、中小企業がIT革命や電子商取引への確に対応できるように支援施策等の充実・強化、助成制度の拡充をより一層図るとともに、税制・金融上における優遇措置を講じること。

29. 中小卸売業者が流通構造の急激な変化に的確に対応するため、リテールサポート、商品開発、電子商取引を活用した新業態開発等を実現していくための支援措置を拡充・強化すること。

## 環境

### □ 環境対策に関する支援策

30. 地球環境保護や安全対策に係る社会的規制が急速に強化される中で、中小企業が環境・安全問題に円滑かつ的確に対応できるよう、次の措置を講じること。
- (1) 事業協同組合等が共同で運営する産業廃棄物処理施設、リサイクル施設等の技術開発に対し、従来の創造技術研究開発費補助金制度、省エネ・リサイクル支援法等支援施策の充実整備を図ること。
  - (2) 一般公害防止用設備、再商品化設備、特定再生資源利用製品製造設備、再生資源利用製品設備、廃棄物再生利用設備を取得のための固定資産税を軽減すること。
  - (3) 各業界組合が取り組む廃棄物の資源化事業等に対する補助金制度を創設すること。
  - (4) 地方公共団体等による産業廃棄物の最終処分場の確保・設置を強力に支援すること。
  - (5) 環境保全型の製品開発等に積極的に取り組む中小企業に対し、技術開発支援や設備投資資金等の助成など支援策を強化すること。
  - (6) 中小企業が、環境・安全問題への対応を円滑かつ的確に実施できるよう一層の予算・金融・税制措置を講ずること。
  - (7) 既存製品との調和を図りつつ、リサイクル製品の需要拡大を促進すること。
31. 公正取引委員会においては、リサイクル等に対する共同の取り組みについて、独占禁止法上の指針を作成中であるが、リサイクル問題だけでなく、環境問題及び安全への対応等社会的要請に対して事業者に取り組みを求めている問題に対しては、事業者個々よりも共同で行うことが必要かつ効果的であるため、その取り組みについては、独占禁止法の適用除外とすること。
32. 環境関連規制法が急速に整備される中で、体力の弱い中小企業は過度の負担を強いられている。中小企業が環境問題への対応を円滑に実施できるよう、その運用に当たっては十分な配慮をすること。

## その他

33. 中小企業のセーフティネットとしての中小企業倒産防止共済制度の重要性に鑑み、制度の拡充及び共済貸付手続きの簡素化等迅速な運用を図ること。
34. 中小企業連携組織対策事業、中小企業経営資源強化対策事業における補助事業実施の際の受益者負担率（現行 1/3）については、中小企業組合では重い負担となり、事業意欲はあるものの資金面での制約上実施に至らないケースも見られるため、受益者負担率の低減・見直しを要望する。

# 平成 15 年度中央会補助事業等の募集について

中央会では、組合等の直面している諸問題に関する調査、新技術・新市場等の開発促進、労働環境の改善、情報化の促進をはじめとして、組合等の皆様に役立つ様々な補助事業を実施しております。つきましては、平成 15 年度における中央会補助事業等の募集を行いますので、事業実施をお考えの組合は、9 月 10 日までに、本会（076-267-7711）事業担当課にご連絡下さい。なお、募集内容は次のとおりです。

## I 組織化と組合運営を支援する事業

### 1 《組織化集中指導事業》

#### (1) 特定分野組織化推進事業

担当課 組織振興課

中小商業、サービス業が大企業の進出、顧客ニーズの高度化・多様化等の経済的・社会的変化に対応し、健全な発展を遂げるよう組織化を推進するほか、組合の運営指導を集中的に実施する事業

#### (2) 融合化組合等集中指導事業

担当課 組織振興課

融合化組合等の事業の円滑な推進を図るため、総合的な指導を実施する事業

#### (3) 地域産業おこし組合等集中指導事業

担当課 組織振興課

地域産品の開発、特産品の市場開拓、地域資源を活用した観光開発等地域産業おこしを担う組合・グループに対し、地域経済の活性化と自立的発展を図るため集中的に指導を行う事業

#### (4) エネルギー環境対応集中指導事業

担当課 情報企画課

地球温暖化問題、廃棄物問題等のエネルギー環境問題への対応を図る組合・グループに対して専門家を交えながら集中的に指導を行う

### 2 《組合特定問題研究会》

#### (1) 懇談会

担当課 情報企画課

地域別又は業種別組合を対象に組合運営問題、近代化、サービス業、組織化、商店街、下請問題、商工組合、地域活性化及び伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する

#### (2) 研修会

担当課 組織振興課

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化、組合人材養成、労働問題、品質・技術力向上及び組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する

## II 人材養成を支援する事業

### 1 《組合青年部研究会事業》

担当課 情報企画課

青年経営者等の資質の向上を図るとともに、組合等の組織活動に青年経営者等の活力と創意工夫を引き出すための研究を行う事業

### 2 《組合自主研修事業》

担当課 ビジョン推進室

組合員の資質向上を図るとともに、組合等の活力と創意工夫を引き出すため、独自で研修を行うことが極めて困難な状況にある組合が組合員等を対象として行う研修事業に対して助成する事業

## III 調査やビジョンづくりを支援する事業

### 1 《活路開拓調査・実現化事業》

担当課 組織振興課

経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業者が組合等を中心に共同して行う新た

な活路の開拓を図るための調査研究及び指導等の事業を促進し、その成果の実現化を図ることにより、中小企業者の事業の新たな発展と組合の組織を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的にした事業（業界又は地域を代表する組合等であり専従役員がいる等、管理・運営体制が整備されていること）

- 2 《組合マーケティング強化対策事業》 担当課 組織振興課  
需要の多様化に迅速かつ適切に対応した事業活動が行えるよう組合が消費者・ユーザーの需要動向を把握するために行うマーケティング事業
- 3 《中小企業イメージ改善促進対策事業》 担当課 組織振興課  
中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、調査研究・指導、具体化試験、公開等組合を中心として行う事業（専従役員がいる等、管理・運営体制が整備されていること）

#### IV 情報化の推進を支援する事業

- 1 《組合情報化現地指導事業》 担当課 情報企画課  
ネットワークを構築しようとする組合に対し、ネットワーク化の具体的な方法、システムの概要設計、ビジネスプロトコル、データベースの整備等について専門家を派遣し、アドバイス等指導を行う
- 2 《組合情報化促進企画調査事業》 担当課 情報企画課  
組合を基盤として情報ネットワークを導入しようとするにあたり、組合情報ネットワーク化のための企画・調査・フィージビリティスタディを行う事業（専従役員がいる等、管理・運営体制が整備されていること）
- 3 《組合情報ネットワーク化事業》 担当課 情報企画課  
組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する（専従役員がいる等、管理・運営体制が整備されていること）
- 4 《中小企業情報創造発信強化支援事業》 担当課 情報企画課  
組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する

#### V ものづくりに対して支援する事業

- 1 《多角的連携組織指導事業》 担当課 共済推進室  
新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発を行う事業
- 2 《多角的連携組織開発支援事業》 担当課 情報企画課  
新商品の開発を目的として、中小企業が交流・連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、支援を行う事業（専従職員に準ずる者がいるなど、管理・運営体制が整備されていること）

## 平成14年度海外視察研修のご案内

本会では、協同組合国際化推進事業の一環として、マレーシア（ペナン、クアラルンプール）の現地企業等の視察研修を実施いたします。

なお、日程及び視察企業等の詳細につきましては、後日会員の皆様への郵送ならびに本会のホームページにてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

### ＝ 記 ＝

- ・ 視 察 地 マレーシア  
(ペナン、クアラルンプール)
- ・ 視察日程 平成14年11月9日(土)～13日(水)



## 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会 (TEL 076-267-7711)

担当 組織振興課 見谷まで

### ＝ 日 程 ＝

開 催 日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
8月22日(木)	10:00～12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
9月17日(火)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

### ＝ 場 所 ＝

金沢市戸水町イ 80 番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室